

法務省人権擁護局事務分掌規程

平成13年1月6日
法務省権総第11号
最終改正 平成18年9月5日
法務省権総第580号

(局付)

第1条 人権擁護局に、局付を置くことができる。

2 局付は、局長を助け、局長が特に命ずる事務をつかさどる。

(課長補佐)

第2条 各課に、課長補佐(補佐官)を置く。

2 課長補佐(補佐官)は、課長を補佐し、命を受けて、課の事務を処理する。

3 課長補佐(補佐官)が2人以上置かれている課における課長補佐(補佐官)の事務の分担は、別に課長が定める。

4 課長補佐(補佐官)のうち総括補佐官を命ぜられた者は、局の庶務に関する事務を総括する。

5 課長補佐(補佐官)のうち上席補佐官を命ぜられた者は、課の複雑困難な事務を担当する。

(法務専門職)

第3条 局長の指定する課に、法務専門職(法務専門官)を置く。

2 法務専門職(法務専門官)は、命を受けて、課の専門的事務に従事する。

3 法務専門職(法務専門官)のうち上席法務専門官を命ぜられた者は、課の複雑困難な専門的事務を担当する。

(人権擁護調査官補佐及び人権擁護調査官付)

第4条 総務課に、人権擁護調査官補佐及び人権擁護調査官付を置くことができる。

2 人権擁護調査官補佐は、人権擁護調査官を補佐し、命を受けて、人権擁護調査官の事務を処理する。

3 人権擁護調査官付は、命を受けて、人権擁護調査官の事務に従事する。

(総務課に置く係)

第5条 総務課に、次の2係を置く。

庶務係

委員係

(庶務係の所掌事務)

第6条 庶務係は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 人権擁護局長の官印、人権擁護局印その他の公印の保管に関すること。

(2) 人権擁護局の所掌に係る公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

- (3) 人権擁護局の機構及び定員に関すること。
- (4) 人権擁護に関する基本的な事項に係る企画及び立案に関すること。
- (5) 人権擁護局の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- (6) 人権擁護局の所掌事務に関する広報に関すること。
- (7) 人権擁護局の職員の人事並びに教養及び訓練に関すること。
- (8) 人権擁護局の所掌に係る経費の予算及び会計に関すること。
- (9) 人権擁護局所管の物品の管理に関すること。
- (10) 人権擁護局の職員の福利厚生に関すること。
- (11) 人権擁護局の職員に貸与する宿舍に関すること。
- (12) 前各号に掲げるもののほか、人権擁護局の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(委員係の所掌事務)

第7条 委員係は、人権擁護委員に関する事務をつかさどる。

(調査救済課に置く課)

第8条 調査救済課に、次の2係を置く。

調査救済第一係

調査救済第二係

(調査救済第一係の所掌事務)

第9条 調査救済第一係は、人権侵害事件に係る調査並びに被害の救済及び予防に関する事務（調査救済第二係の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

(調査救済第二係の所掌事務)

第10条 調査救済第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権擁護局の実施に係る人権侵害事件の調査並びに被害の救済及び予防に関すること。
- (2) 人権相談に関すること。
- (3) 人権侵害事件に関する統計に関すること。

(人権啓発課に置く係)

第11条 人権啓発課に、次の2係を置く。

人権啓発第一係

人権啓発第二係

(人権啓発第一係の所掌事務)

第12条 人権啓発第一係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権啓発に関すること（人権啓発第二係の所掌に属するものを除く。）。
- (2) 前号に掲げるもののほか、人権啓発課の所掌事務で他の所掌に属しないもの

に関すること。

(人権啓発第二係の所掌事務)

第13条 人権啓発第二係は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 人権啓発活動に係る事業の委託及び補助金に関すること。
- (2) 民間における人権擁護運動の助長に関すること。

(係主任)

第14条 局長が指定する係に、係主任を置く。

2 係主任の担当する事務は、別に局長が定める。

附 則

この規程は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成13年3月30日法務省権総第225号)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日法務省権総第202号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第6条の改正規程は、同年3月25日から施行する。

附 則 (平成16年3月11日法務省権総第149号)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年9月5日法務省権総第580号)

この規程は、平成18年10月2日から施行する。